

# 神戸市商店街・小売市場新規出店チャレンジ応援事業補助金交付要綱

令和4年6月1日局長決定

最終改正 令和8年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、商店街・小売市場（以下「商店街等」という。）の活性化及び空き店舗解消を促進するため、開業希望者が商店街等に新規出店・開業を図る事業を支援する補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

## (対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。なお、開業希望者にあつては、原則として、事前に公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）が実施する商業アドバイザー派遣事業による支援を受けるものとする。

- (1) 市又はセンターが支援した開業希望者
- (2) 前号に掲げる者を出店店舗の運営責任者とする中小企業者、小規模事業者等
- (3) 前2号に掲げる者のほか市長が特に必要と認める者

## (対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、開業希望者が商店街等の空き店舗へ新規出店・開業を図る事業とする。

## (対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を適切に実施し得るために必要な経費であつて、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該年度内に着手、開業及び支払いを完了する補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗賃借料
- (2) 店舗改装費（内装工事費、ファサード整備費に限る。）

2 消費税及び地方消費税は、補助対象経費としない。

## (補助事業の採択基準)

第5条 補助事業は、次の(1)から(3)に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内において採択するものとする。

- (1) 補助事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- (2) 補助事業の実施により集客力の増加が見込まれる等、中小商業活性化の効果が高いこと。
- (3) 補助事業の実施による目指すべき目標が具体的に設定されていること。

## (対象期間)

第6条 補助事業の対象期間は、当該年度4月1日から翌年3月31日までとする。

## (補助率)

第7条 補助事業の補助率は、補助対象経費の6分の1以内とする。

#### (補助限度額)

第8条 補助事業に対する補助金の限度額は75万円とする。

- 2 前項において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が他の補助制度を併用する場合の扱いは、市長が別に定める。

#### (補助事業の実施方法)

第9条 申請者は、補助事業を行うにあたり、店舗所有者と賃貸借契約を締結し、賃貸借契約書に定められた賃借料の一部に当該補助金を充当するものとする。

- 2 申請者は、補助事業を行うにあたり、内装工事及びファサード整備について、工事請負契約を締結し、工事請負契約書に定められた内装工事費及びファサード整備費の一部に補助金を充当するものとする。

#### (交付申請)

第10条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第1号）及びその添付書類を市長の指定する期日までに提出しなければならない。

#### (交付決定)

第11条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、交付決定通知書（様式第2号）により申請後速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて交付条件を付することができるものとする。

#### (申請の取り下げ)

第12条 補助事業者は、前条に規定する交付決定通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内は、申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

#### (補助事業の変更等)

第13条 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、第3号に掲げる中止又は廃止を行うとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（補助事業に要する経費の変更のうち補助対象経費以外の変更をする場合及び補助対象経費の変更のうち補助金額に増額が生じない場合を除く。）
- (2) 補助事業の内容の変更（補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変更をする場合を除く。）
- (3) 補助事業の中止又は廃止

- 2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

#### (交付決定額の変更)

第14条 補助事業者は、第11条第1項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」とい

う。)の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第7号)及び変更金額・変更内容を確認できる添付書類を、市長に対して変更があった日から2週間以内に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

#### (事業遂行の義務)

第15条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

#### (遂行状況の報告書等)

第16条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、当該報告をしなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第9号)を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

#### (実績報告)

第17条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、補助事業実績報告書(様式第10号)及びその添付書類を当該年度の3月1日から3月31日の間に市長に提出しなければならない。

#### (是正命令等)

第18条 市長は、前条の実績報告があった場合において、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第16条第1項の報告があった場合に準用する。
- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

#### (交付額の確定)

第19条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額(第14条第2項の規定により変更された場合にあっては、同項の規定により通知された金額をいう。)と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。

#### (補助金の交付)

第20条 市長は、前条第1項の交付額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第12号)により補助金を交付する。

- 2 市長は、補助事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがある等、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、支払済みの経費について概算払することができる。

#### (交付決定の取消し)

第 21 条 市長は、補助事業者が、次の各号に該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助対象期間に閉店または商店街等の団体を脱会したとき。
- (6) 申請に添付する誓約書に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第 22 条 市長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 市長は、第 19 条第 1 項の交付額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該交付額の確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することがある。

#### (加算金及び延滞利息)

第 23 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞利息を市に納付しなければならない。

#### (収益納付)

第 24 条 市長は、補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しないかぎり、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付すべき旨の条件を付すことができる。

#### (帳簿の備付け)

第 25 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

#### (財産処分の制限)

第 26 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、事業完了後 5 年以内に、補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付

け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等が事業完了後 5 年を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、事業完了後 5 年間、保存しておかなければならない。

#### (立入検査等)

第 27 条 市長は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は市職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

#### (補則)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 補助事業者は、補助金の交付等に関し市から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 神戸市商店街・小売市場新規出店チャレンジ応援事業補助金交付要綱細則

神戸市商店街・小売市場新規出店チャレンジ応援事業補助金の交付については、「神戸市商店街・小売市場チャレンジ応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」によるほか、本細則に定めるところによる。

### 第1 補助金交付の条件に関する事項

#### 1 対象者（要綱第2条関係）

##### (1) 開業希望者に関する条件

本事業の交付対象となる開業希望者は、原則として次のアからセまでのすべての条件を満たすものとする。

- ア 創業予定者、中小企業基本法に定める中小企業者・小規模企業者であること。ただし、特定非営利活動法人、社団法人、社会福祉法人、商店街組合、協同組合、任意団体などは交付対象としない。
- イ 開業するにあたって必要となる許認可、資格及び経験を有すること。
- ウ 商店街等への出店について、商店街等の代表者の同意が得られること。
- エ 商店街等内の店舗移転又は商店街等から他の商店街等への店舗移転に該当するものでないこと。
- オ 過去に同様の補助金を受けて商店街等に出店した者が、撤退して再度出店するものでないこと。
- カ 空き店舗等の所有者本人又は空き店舗等の所有者と密接な関係を有する親族等（生計を一にする場合、3親等以内の親族である場合、開業希望者の経営する法人・団体等の役員又は従業員の身分を有する場合など）でないこと。（交付決定後に当該店舗を交付決定を受けた者が購入する場合を除く。）
- キ 空き店舗等の所有者が経営する法人・団体等の役員又は従業員の身分を有する者でないこと。
- ク 政治活動及び宗教活動を行う団体等でないこと。
- ケ 暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者（暴力団員等を事業に関与させるほか、社会的に非難されるべき関係を有する場合を含む。）でないこと。
- コ 補助金の交付申請を行う前に、原則として、事業計画書を提出し、当該事業計画に関して商業アドバイザーの派遣を受けること。ただし、開業希望者が事業計画書に関して市又は創業支援機関が実施する中小企業診断士等の専門家派遣制度等同様の支援を受けている場合は、商業アドバイザーの派遣を受けたとみなすことができるものとする。なお、商業アドバイザーの派遣回数は、創業セミナー・創業塾等の各種創業支援施策の活用実績を考慮するほか、事業計画の熟度に応じて3回以内で調整するものとする。
- サ 継続して事業を行う見込みがあること。
- シ 開業後速やかに、商店街等の会員等となり商店街等活動に参加すること。

#### 2 対象事業（要綱第3条関係）

##### (1) 商店街等の定義

本事業の対象となる商店街等とは、神戸市商業流通課に補助対象団体として登録されている団体であり、原則として次のアからエまでのすべての条件を満たすものとする。ただし、県、市、商工会議所又は商工会から推薦書の提出がある場合は、すべての条件を満たさない場合であっても、本事業の対象とすることができるものとする。

- ア 会則があり、役員を選出していること（任意の組合等でも可）。
- イ 会則に基づき会費を徴収し、地域住民に向けて共同で売り出しやイベント等の販促活動を行っていること。
- ウ 商業の集積や商店街等の活性化に取り組む意志があること。
- エ 大企業及びその関連会社等が管理運営する大規模集客施設、大型商業施設、複合商業施設、テナントビル等である場合は、テナントの多くが中小企業者・小規模企業者であること。

## (2) 空き店舗等の定義

本事業の対象となる空き店舗は、原則として次のアからエまでのすべての条件を満たすものとする。

- ア 商店街等の範囲内にあること。ただし、商店街等の範囲外であっても、その店舗の位置が集積のある場所であって、今後商店街等の組合等に加わることにより範囲内とみなす場合などは、本事業の対象とすることができるものとする。
- イ 申請者が自ら所有する店舗、又は申請者と密接な関係を有する親族等（生計を一にする場合、3親等以内の親族である場合、申請者の属する法人・団体等の役員又は従業員の身分を有する場合など）が所有する店舗でないこと。
- ウ 暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者が所有する店舗でないこと。
- エ 前の事業者が撤退し、現に営業活動が行われていない店舗であること。

## (3) 事業内容に関する条件

本補助事業は、原則として次のアからケまでのすべての条件を満たすものとする。

- ア 前記(1)及び(2)の条件を満たす商店街等内の空き店舗等で事業を行うものであること。
- イ 信用保証協会の保証対象となる業種であって、商業の活性化に寄与するものであること。
- ウ 不特定多数の消費者を対象として営業活動をするもので、営業時間が極めて限定的でないものであること。
- エ 訪問販売・カタログ販売・ネット販売・移動販売などを主とする無店舗小売業、スナック等のアルコール類の提供が主となる営業やカラオケ・ダンス・接客サービスなど遊興飲食させる営業の類に該当しないこと。
- オ 大手フランチャイズ店の類に該当しないこと。ただし、生活必需品の販売など、商店街等が特に必要とする業種であり、緊急性が極めて高く、集客力の増加が見込まれる等商業活性化の効果が高いと認められる場合は、交付対象とすることができるものとする。
- カ 管理事務所、倉庫、車庫、病院・診療所・介護老人保健施設・調剤薬局・鍼灸接骨院等の医療関係施設又は介護福祉関係施設の類に該当しないこと。
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業の類に該当しないこと。

ク 公助良俗に反する事業や青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当しないこと。

ケ 場所貸事業（コワーキングスペース、レンタルボックス、店舗の転貸）、宿泊施設（民泊、ゲストハウス）の類に該当しないこと。

### 3 補助対象経費（要綱第4条関係）

#### (1) 店舗賃借料

ア 店舗賃借料は、店舗部分の賃借料を補助対象経費とする。なお、店舗の賃貸借契約をするに当たって必要となる経費であっても、管理費、駐車場代、共益費、光熱水費、敷金、礼金、保証金、仲介手数料等の類は補助対象経費としないものとする。

イ 店舗賃借料に店舗以外の賃借料が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の補助対象経費を算定するものとする。

ウ 補助金の交付決定前に店舗の賃貸借契約を締結している場合にあつては、当該交付決定日以降の店舗賃借料を補助対象経費として算定するものとする。

#### (2) 店舗改装費

ア 店舗改装費は、開業するに際して最低限必要となる店舗部分の内装、撤去、ファサード（正面の外装）整備、給排水衛生設備、電気、空調・ガス配管等の工事費を補助対象経費とする。なお、ショーケース、机、椅子、テレビ、パソコン、エアコン、システムキッチン、冷蔵庫、調理機器等の什器備品類の購入・移設・廃棄処分に要する経費や各種申請手数料等は補助対象経費としないものとする。

イ 改装工事等と一体的に施工するものであつても、エアコン等の付属設備、必要以上に高価な照明器具や看板の類は補助対象経費としないものとする。

ウ 店舗改装費に店舗以外の工事費等が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の補助対象経費を算定するものとする。

エ 空き店舗を購入する場合にあつては、店舗改装費を補助対象経費とすることができるものとする。

### 4 他の補助制度との併用する場合の補助限度額（要綱第8条第2項関係）

本補助金と補助対象経費が異なる場合を除き、他の補助制度（県の商店街新規出店チャレンジ応援事業補助金を除く。）と併用することはできないものとする。

## 第2 補助金の交付手続等に関する事項

### 1 事業計画書の提出（要綱第2条及び第10条関係）

本事業の補助金の交付を受けようとする開業希望者は、原則として、商業アドバイザーの派遣を受ける前に事業計画書を市及びセンターに提出し、ヒアリング・現地調査等による確認及び商業アドバイザーのアドバイスを受けなければならないものとする。

### 2 補助事業の着手（要綱第11条関係）

(1) 補助事業は、補助金の交付決定日以降に着手しなければならない。ただし、店舗の賃貸借契約（又は売買契約）及び店舗への水道・電気・ガスの引込工事に限り、交付決定日以前に着手することができる。

(2) 補助金の交付申請に係る書類審査又は現地調査において、店舗の改装工事請負契約が締結されている等、補助事業に着手していることが判明した場合は、補助金の交付決定を行わない。なお、既に補助金の交付決定をしている場合にあつては、要綱第21条

の規定により交付決定を取消しするものとする。

**3 補助金の交付決定額（要綱第 11 条関係）**

補助金の交付対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

**4 補助事業の中止（要綱第 13 条関係）**

補助事業中止承認申請書（様式第 4 号）の提出があった場合において、補助事業が連続して 3 ヶ月以上中止となる場合については、当該中止期間(当初 3 ヶ月分を含む。)について補助の対象としない。なお、休業期間が連続して 3 ヶ月以上となる場合は、要綱第 13 条関係に基づき中止期間とみなすため、補助事業中止承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

**5 補助事業の廃止（要綱第 13 条関係）**

補助事業廃止承認申請書（様式第 4 号）の提出があった場合において、補助事業が年度途中で廃止するものは補助金の交付対象としない。この場合においては、補助事業廃止承認の手續に併せて、要綱第 21 条の規定により交付決定を取消しするものとする。

なお、会計年度が終了したことに伴い、要綱第 19 条の規定に基づく補助金額の確定手續を行う場合は、補助金の交付対象とすることができるものとする。

**6 補助金の交付決定額の変更（要綱第 14 条関係）**

原則として、補助金の交付決定額の増額変更は認めないものとする。ただし、急激な経済変動や消費税率の見直しなど、店舗の所有者及び補助事業者等の責に帰さない特別な事由がある場合は、この限りではない。

附則

（施行期日）

- 1 この細則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。